

ガイドライン素案等に対する各委員からの意見及び修正案

○【修正意見】

番号	項目	意見	修正の考え方	修正案等
1	「設置の表示」について (第2-3関係)	「複数の防犯カメラを設置する場合、全てのカメラに表示を求めるものではありません」とあるが、こういった状況を想定しているのか。 例えばコンビニ内など一か所に表示すれば明らかに分かる場合もあれば、広いエリアに複数のカメラを設置する場合なども考えられるため、もう少し具体的に明記すべきではないか。	意見のとおり、具体例を記載する。 【※ 資料2-1中、3頁下段参照】	第2 3 設置の表示 設置者等は、犯罪抑止効果及びプライバシー保護の観点から、誰にでもわかるように、撮影対象区域内又は付近の見やすい場所に、防犯カメラを設置していること及び設置者等の名称を表示することとします。 ※ 設置場所から設置者等が明らかである場合は、名称表示を省略することができます。 ※ 複数の防犯カメラを設置する場合、撮影される範囲が認識できるときは、必ずしも全てのカメラに表示をする必要はありません。例えば、金融機関の建物等に設置する場合は、出入口に表示することで足りることが多いと考えます。 ※ 巻末に表示の参考例を掲載しています。
2	「設置者等の責務」等について (第2-5、第2-7、第2-12関係)	○ このガイドラインは誰に対して守ってもらうものなのか、明確な表現にした方がいいのではないか。 例えば、ガイドラインは設置者等が守るべきものとして、「設置者等は～することとする」「設置者等が○○に～させる」など全体的に主体を明確にしたほうがよいのではないか。 ○ 画像を第三者へ閲覧・提供する場合の判断者を明確にすべきではないか。	意見のとおり、それぞれ修正する。 ○ 第2-5「設置者等の責務」について、「守るよう努めることとします」→「守ることとします」と修正する。 【※ 資料2-1中、4頁中段参照】 ○ 第2-7「撮影された画像等の提供の制限」について、(1)、(2)ともに主体を明記する。 【※ 資料2-1中、5頁下段及び6頁下段参照】 ○ 第2-12「個人情報保護法の遵守」について、主体を明記する。 【※ 資料2-1中、8頁上段参照】	第2 5 設置者等の責務 設置者等、管理責任者及び操作取扱者は、プライバシーに十分配慮した取扱いをするため、次の事項を守るよう努めることとします。 (1) 撮影された画像を適正に保存し、管理すること。 (2) 撮影された画像の利用や提供を制限すること。 (3) 問い合わせや苦情等に対して適切に対応すること。 (4) その他防犯カメラの適正な設置及び運用に関し、必要な措置をとること。 7 撮影された画像等の提供の制限 (1) 県民等のプライバシー保護のため、次の場合を除き、設置者等、管理責任者及び操作取扱者が、撮影された画像を設置目的以外に利用 する や撮影された画像の 提供 することや、第三者 への に閲覧 させたり 、提供 したり することを禁止することとします。 ア 法令に基づく場合 裁判官が発する令状に基づく場合や捜査機関からの・・・。 (2) 画像を第三者へ閲覧させたり 、提供したり する場合は、設置者等及び管理責任者が、その必要性を十分検討するとともに、閲覧させるのみとするか、提供するか慎重に判断が求められ ること とします。 また、画像を閲覧させたり 、提供した 時は、相手先、日時、目的、画像の内容等を記録することとし、要請者に身分証明書等の提出を求めるなど、身元確認を確実にすることとします。 12 個人情報保護法の遵守 防犯カメラに記録された画像は、特定の個人が識別できる場合には、個人情報に該当し、個人情報の保護に関する法律により保護の対象となります。 よって、設置者等、管理責任者及び操作取扱者は、個人情報を取り扱う場合には、このガイドラインのほか、個人情報の保護に関する法律に基づき、適正に取り扱うこととします。
3	「撮影された画像等の提供の制限」について (第2-7関係)	警察等に情報提供する場合には、犯罪に関連する部分に限って提供すべきであるという制限を明記する必要があるのではないか。 例えば、10時間録画された場合に、犯罪に関連する部分が1時間の場合、その1時間に限って提供するという制限が必要と考える。	意見のとおり、情報提供の制限に関する文言を加える。 【※ 資料2-1中、5頁下段参照】	(※ 網掛け部分は、上記2の意見に基づき修正した部分) 第2 7 撮影された画像等の提供の制限 (1) 県民等のプライバシー保護のため、次の場合を除き、設置者等、管理責任者及び操作取扱者が、撮影された画像を設置目的以外に利用することや第三者に閲覧させたり、提供したりすることを禁止することとします。なお、第三者に画像を提供する場合は、できるだけ関連する部分に限って提供することとします。 ア …… イ …… ウ …… エ ……

番号	項目	意見	修正の考え方	修正案等
4	「撮影された画像等の提供の制限」について (第2-7関係)	「設置目的を明示するとともに」とは、誰にどのようにしてもらうことを想定しているのか。	意見を踏まえて、同部分を別の表現に修正する。 カメラの設置目的に来店者の動線分析等を含む場合において、設置者等及び管理責任者が第三者に分析業務を委託する際、当該第三者に対し「このカメラは動線分析の目的で設置しているもの」である旨明示し、動線分析以外の利用を行わないよう配慮する趣旨のものである。しかし、同表現は分かりにくいので、修正案のとおり修正する。 【※ 資料2-1中、5頁下段参照】	(※ 網掛け部分は、上記2、及び上記3の意見に基づき修正した部分) 第2 7 撮影された画像等の提供の制限 (1) 県民等のプライバシー保護のため、次の場合を除き、設置者等、管理責任者及び操作取扱者が、撮影された画像を設置目的以外に利用することや第三者に閲覧させたり、提供したりすることを禁止することとします。なお、第三者に画像を提供する場合は、できるだけ関連する部分に限って提供することとします。 ア イ ウ エ 犯罪の防止以外の設置目的を併せ持つカメラで、当該目的を達成する範囲内において画像を提供する場合 設置目的に来店者の動線分析等の目的を含む場合で、第三者に分析業務を委託するような場合が想定されますが、 <u>設置目的を明示するとともに、この場合は、委託目的以外での画像の使用を禁止する旨を委託先に明示し、委託先からの情報漏えい防止やプライバシー保護に十分配慮する必要があります。</u>
5	用語の統一について	第2-5-(3)と第2-10の部分で、問い合わせや苦情等への対応について、 <u>設置者等</u> や操作取扱者も含むのであれば、主体を合わせるべきではないか。	意見のとおり、修正する。 ○ 第2-5「設置者等の責務」の内容は、設置者等が遵守すべき事項である。操作取扱者は管理責任者の指示を受けて機器の操作を行う立場であり、画像の保存・管理、画像の利用・提供制限、問い合わせ・苦情への対応等を責務とすることは馴染まないと考え。 よって、1行目の「操作取扱者」の部分は削除する。 【※ 資料2-1中、4頁中段参照】 ○ 第2-10「問い合わせ・苦情等への対応」中、1行目の「設置者」を「設置者等」と修正する。 【※ 資料2-1中、7頁下段参照】	(※ 網掛け部分は、上記2の意見に基づき修正した部分) 第2 5 設置者等の責務 設置者等、 及び管理責任者及び操作取扱者 は、プライバシーに十分配慮した取扱いをするため、次の事項を守る <u>まう努める</u> こととします。 (3) 問い合わせや苦情等に対して適切に対応すること。 10 問い合わせ・苦情等への対応 設置者等及び管理責任者は、防犯カメラの設置・運用に関する問い合わせや苦情等には、誠実、迅速に対応することとします。 なお、あらかじめ、問い合わせや苦情対応担当者を指定したり、対応要領を定めておくことも誠実、迅速な対応のために有用です。

番号	項目	意見	修正の考え方	修正案等
6	「防犯カメラの設置・運用要領（参考例）」について	「4 管理責任者」(5)の部分について、ガイドラインでは設置者等及び操作取扱者も当該部分の責務を負うとなっているが、要領中では管理責任者のみとなっており、内容の統一を図るべきではないか。	<p>意見のとおり、修正する。</p> <p>○ (5)の管理責任者の責務の部分に、本文との整合性を勘案して「設置者等」を加える。 【※ 資料2-2中、1頁下段参照】</p> <p>○ (1)の管理責任者を置く主体として設置者等を加える。 【※ 資料2-2中、1頁下段参照】</p> <p>○ 併せて、運用要領中、下線部のみで記載部分空欄にしていた部分を、区別しやすくかつ分かり易くするため、記号を入れて、それぞれ下記のとおり修正する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「_____施設」→「○○○（場所・施設）」 【※ 資料2-2中、1頁上段参照】 ・「管理責任者は、_____とする。」 →「管理責任者は、△△△とする。」 【※ 資料2-2中、1頁下段参照】 ・「操作取扱者は、_____とする。」 →「操作取扱者は、▽▽▽とする。」 【※ 資料2-2中、1頁下段参照】 ・「_____台の防犯カメラ・・・」 →「**台の防犯カメラ・・・」 【※ 資料2-2中、1頁中段参照】 ・「録画装置の保管場所は_____とする」→「録画装置の保管場所は×××とする」 【※ 資料2-2中、2頁上段参照】 ・「保存期間は_____とする」→「保存期間は◇◇◇とする」 【※ 資料2-2中、2頁中段参照】 ・「_____か月ごとに保守点検・・・」 →「◆か月ごとに保守点検・・・」 【※ 資料2-2中、3頁上段参照】 	<p>4 管理責任者等</p> <p>(1) □□□（防犯カメラを設置又は運用する者、以下「設置者等」という。）は、防犯カメラの適正な設置運用を図るため管理責任者を置く。</p> <p>(2) 管理責任者は、△△△とする。</p> <p>(3) 管理責任者は、防犯カメラの操作を行わせるため、操作取扱者を置く。</p> <p>(4) 操作取扱者は、▽▽▽とする。（又は「操作取扱者は、管理責任者が指定した者とする。」） 【※ 管理責任者自らが防犯カメラを取り扱う場合は、(3)と(4)は不要です。】</p> <p>(5) 設置者等及び管理責任者の責務は次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 撮影された画像を適正に保存し、管理すること。 ② 撮影された画像の利用や提供を制限すること。 ③ 問い合わせや苦情等に対して適切に対応すること。 ④ その他防犯カメラの適正な設置及び運用に関し、必要な措置をとること。
7		「5 画像等の管理」(1)の部分で、ガイドラインの内容に合わせ、「記録媒体は保管庫に保管」という部分に「施錠可能な」という文言を入れた方がよいのではないか。	意見のとおり、文言を加える。 【※ 資料2-2中、2頁上段参照】	<p>(※ 網掛け部分は、上記6の意見に基づき修正した部分)</p> <p>5 画像等の管理</p> <p>(1) 保管場所 録画装置の保管場所は、×××とする。記録媒体は施錠可能な保管庫に保管し、外部への持ち出しや転送を禁止する。保管場所には、管理責任者、操作取扱者及び管理責任者が許可した者以外は立ち入ることができない。</p>